

公 告

分任契約担当官
自衛隊長崎地方協力本部長
伊 東 圭 市

下記のとおり、一般競争入札を行う。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

番号	品名	規格	単位	数量
1	携帯電話機（スマートフォン）借上及び通信料	仕様書のとおり	台	41
2	データ通信装置（ポケットWi-Fi）借上げ及び通信料	仕様書のとおり	台	11
3	タブレット用SIMカード借上及び通信料	仕様書のとおり	枚	13
4	携帯電話機（スマートフォン）借上及び通信料	仕様書のとおり	台	10

(2) 契約期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

(3) 履行場所：自衛隊長崎地方協力本部
長崎県長崎市出島町2番25号

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たすもの。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 入札参加者心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行った者であること。

4 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

自衛隊長崎地方協力本部総務課会計班及び西部方面隊ホームページ

5 現場説明会

実施しない。

6 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時：令和5年3月2日（木） 10時30分
- (2) 入札場所：自衛隊長崎地方協力本部 4F 合同会議室

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 指定の時間に遅れた入札
- (2) 不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもって談合をなした者の入札
- (3) 他人の入札参加を妨害した入札
- (4) 入札金額を訂正してある入札及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの
- (5) 入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (6) 署名又は記名押印のない入札
- (7) 電信、電話・FAXによる入札
- (8) 暴力団排除に関する誓約がないもの入札
- (9) 第1項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

9 契約書の作成

落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償を請求する。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

10 落札決定方法

- (1) 年間予定使用料（ユニバーサルサービス料は考慮しない。）の総価（税抜き）とし、総価が当地方協力本部所定の予定価格制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 総価が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は令和5年2月24日（金）までに総務課会計班に連絡すること。
- (3) 競争参加資格審査結果通知書（写）については、令和5年2月24日（金）までに提出すること。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税額を加算した金額をもって落札価格とする。
- (5) 代理人が入札をする場合は、入札開始前までに委任状を提出すること。また、入札当日は印鑑を持参すること。
- (6) 郵便による入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、その小封筒と資格審査結果通知書（写）を「携帯電話借上げ及び通信料 入札書 在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和5年3月1日（水）12時00分までに自衛隊長崎地方協力本部総務課会計班に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。
- (7) 公告掲示場所：自衛隊長崎地方協力本部及び西部方面隊ホームページ
- (8) 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先
入札に関する事項：自衛隊長崎地方協力本部 総務課会計班（担当：稲澤）
仕様書に関する事項：自衛隊長崎地方協力本部 募集課募集班（担当：市平）
TEL 095-826-8844 FAX 095-826-8846